

# 令和5年度 富士市子どもの権利救済委員 活動報告書



富士市子どもの権利救済委員

# 目次

|            |                           |    |
|------------|---------------------------|----|
| <b>I</b>   | <b>子どもの権利救済委員からのメッセージ</b> | 1  |
| <b>II</b>  | <b>子どもの権利の救済について</b>      |    |
| 1          | 富士市子どもの権利条例               | 3  |
| 2          | 富士市子どもの権利救済委員と相談窓口        | 3  |
| 3          | 相談体制等                     | 3  |
| 4          | 相談・救済の流れ                  | 5  |
| <b>III</b> | <b>相談・活動状況について</b>        |    |
| 1          | 相談の状況                     | 6  |
| 2          | 活動の状況                     | 9  |
| <b>IV</b>  | <b>広報・啓発</b>              |    |
| 1          | 子どもへの広報                   | 10 |
| 2          | 大人への広報                    | 13 |
| 3          | その他                       | 15 |
| 4          | 広報・啓発品                    | 15 |
| <b>V</b>   | <b>参考資料</b>               |    |
| 1          | 富士市子どもの権利条例               | 16 |
| 2          | 富士市子どもの権利条例施行規則           | 21 |
| 3          | 子どもの権利救済委員名簿              | 32 |

## 太田 吉則 委員



令和4年（2022年）5月より、富士市子どもの権利救済委員に就任した太田です。現在、富士市中央町の小長谷・石野法律事務所で弁護士をしています。所属する静岡県弁護士会では憲法委員会や子どもの権利委員会、高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会に所属しています。

日々、弁護士として業務を行う一方で、令和4年（2022年）1月より、医療や福祉に携わる仲間とともに、富士市に自立援助ホームを開設しようと準備を進めてきました。自立援助ホームとは、家庭環境その他の理由で家庭にいられなくなり、働かざるを得なくなった、原則として15歳から20歳まで（状況によって22歳まで）の子ども・若者に、安心して生活できる場を提供し、大人との信頼関係を通して社会で生き抜く力を身に付けるための施設です。

この自立援助ホームを、先般、ようやく開所することができました。開所以前から現在まで多数の入所相談をいただいています。若いうちから自立を求められる子ども・若者が県内にもたくさんいることを改めて実感させられています。

富士市子どもの権利条例は、すべての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的として施行されました。

この理念を実現し、子どもたちが安心、安全に暮らし、そして、活躍できる市にできればと思っています。他者・地域との交流は、それぞれの成長、発達につながっていく一方、中にはトラブルに発展してしまうこともあります。同条例では、救済制度を設けていますが、まだまだ件数は多くありません。小さな悩み事だとは思わずに、何か良策が見つかるかもしれませんので、まずはお気軽にご相談いただけると幸いです。

---

## 畠垣 智恵 委員



子どもの権利に関する相談窓口である「子どもなんでも相談」と連携を図りながら、子どもの権利救済委員として活動し3年目に入りました。「子どもなんでも相談」と救済委員の活動では、子どもはもちろん、養育者の方、子どもを地域で見守っておられる皆さんからのどのようなご相談であっても丁寧に内容をお聞きし、関係各所と連絡を取り合いながら面接を重ねています。1回きりの電話相談もありますが、来所されて何度も繰り返し面接をすることもあります。相談をされた方が、「言えて良かった」「少し安心した」と思っていただけのように、救済活動の今後の方針や見通し、具体的なアドバイス、他の相談窓口もお伝えし、「またいつでもどうぞ」「心配なことがあれば遠慮なくご連絡くださいね」と終わっています。

令和5年度の活動状況を見てみると、相談件数はまだまだ少ないですが、広報活動が実を結び、子ども自身が嫌だなと思ったこと、不安に感じていることを直接伝えられる窓口として少しずつ認識されてきていることを感じます。全く知らない大人にいきなり電話をかけて、自分が不安に感じていることを話すことはたいへん勇気が要ることです。そのため、私たちの活動は相談者の匿名性を保ち、安心して話ができる守られた体制を築くことに力を入れています。親や先生には言いづらいこと、知られたくないことから、「ちょっと気になったから聞いてみよう」まで、「“小さなこと”を小さなこととしない」活動を今後も続けていきたいと思っています。

私自身は、県内の小・中学校の先生方と一緒に、子どもの権利条約に関する研究会を行なっています。「子どもの権利条約の理念をふだんの教育活動に活かすこと」「ふだんの教育活動を子どもの権利条約の視点から見直すこと」をテーマとして、事例検討や教材研究を重ねてきました。昨今の学校教育の中で話題となっているトピックには、「ネットや携帯電話に繋がる子どもたち」「増加する不登校」「複雑な家庭事情を抱えた子どもたち」「日本で学ぶ外国籍児童とその家族」「ヤングケアラー」「子どもにとっての居場所」「学校の中の性」「ICT活用」があります。学校の先生方と一緒に「子どもにとって良いこととは?」「自分の権利も相手の権利も尊重するためには」について今後も考えていきたいと思っています。

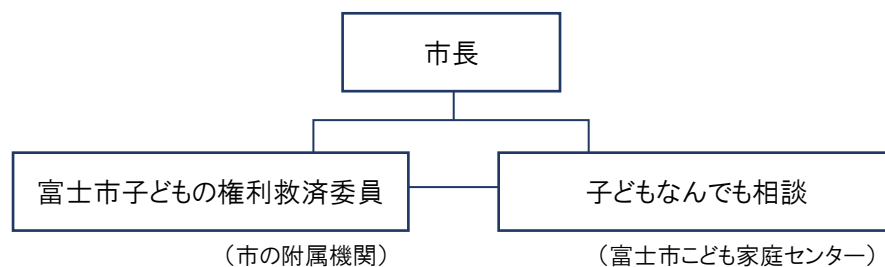
## 1 富士市子どもの権利条例

全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、富士市は、令和4年4月1日に富士市子どもの権利条例を施行しました。

## 2 富士市子どもの権利救済委員と相談窓口

いじめや体罰、虐待など、あらゆる子どもの権利の侵害に対して迅速かつ適切に対応し、権利の回復を支援する市の附属機関として、富士市子どもの権利救済委員を令和4年5月10日に設置しました。

子どもの権利に関する相談窓口である「子どもなんでも相談」と連携を図りながら、子どもや保護者等からの相談に応じています。



## 3 相談体制等

### (1) 相談体制

#### ① 富士市子どもの権利救済委員 2名

- 子どもの権利に理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから、市長が委嘱します。任期は3年ですが、再任を妨げるものではありません。
- 富士市こども未来課で、事務局機能を担い、申立ての受付業務を行います。

#### ② 子どもなんでも相談 8名

- 子どもの権利に関する第一次的な相談窓口を、富士市こども家庭センター内にある「子どもなんでも相談」とし、相談員を配置しています。

## (2) 職務

### ① 富士市子どもの権利救済委員

- 子どもの権利に関する相談について、解決方法を一緒に考え、必要に応じて助言及び支援をします。
- 子どもの権利に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行います。
- 調査又は調整の結果、必要に応じて是正等の措置を講ずるよう要請や提言をし、子どもに関する制度改善を求め意見表明を行います。
- 重要な事項について、救済委員会議により協議し決定します。

### ② 子どもなんでも相談

- 相談員は、電話やメールなどにより寄せられる相談に対応し、子どもの話を傾聴し、子ども自身の解決を支援します。また、問題の解決に向けて調査や調整を行います。
- 学校や関係機関などに働きかけて、子どもに関わるトラブルについての事実関係の確認や、関係者と話し合いの場を設けるなどの調査や調整活動を行います。
- 救済委員の職務を補佐します。

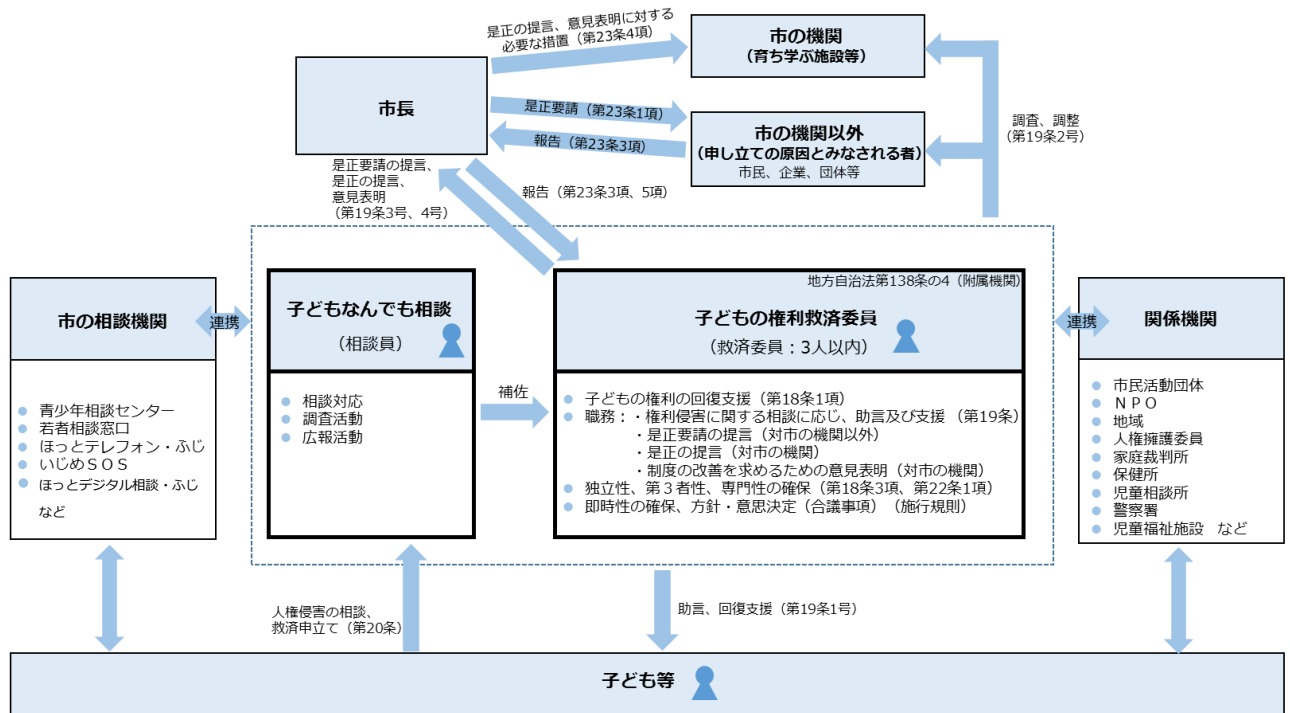
## (3) 相談・申立てできること及びできる方

- 子ども（市内に居住し、通学し、通所する方や市内で活動する18歳未満の方）の権利に関することについて、何でも相談できます。
- 子ども自身はもちろん、家族や友人など、誰でも相談することができます。

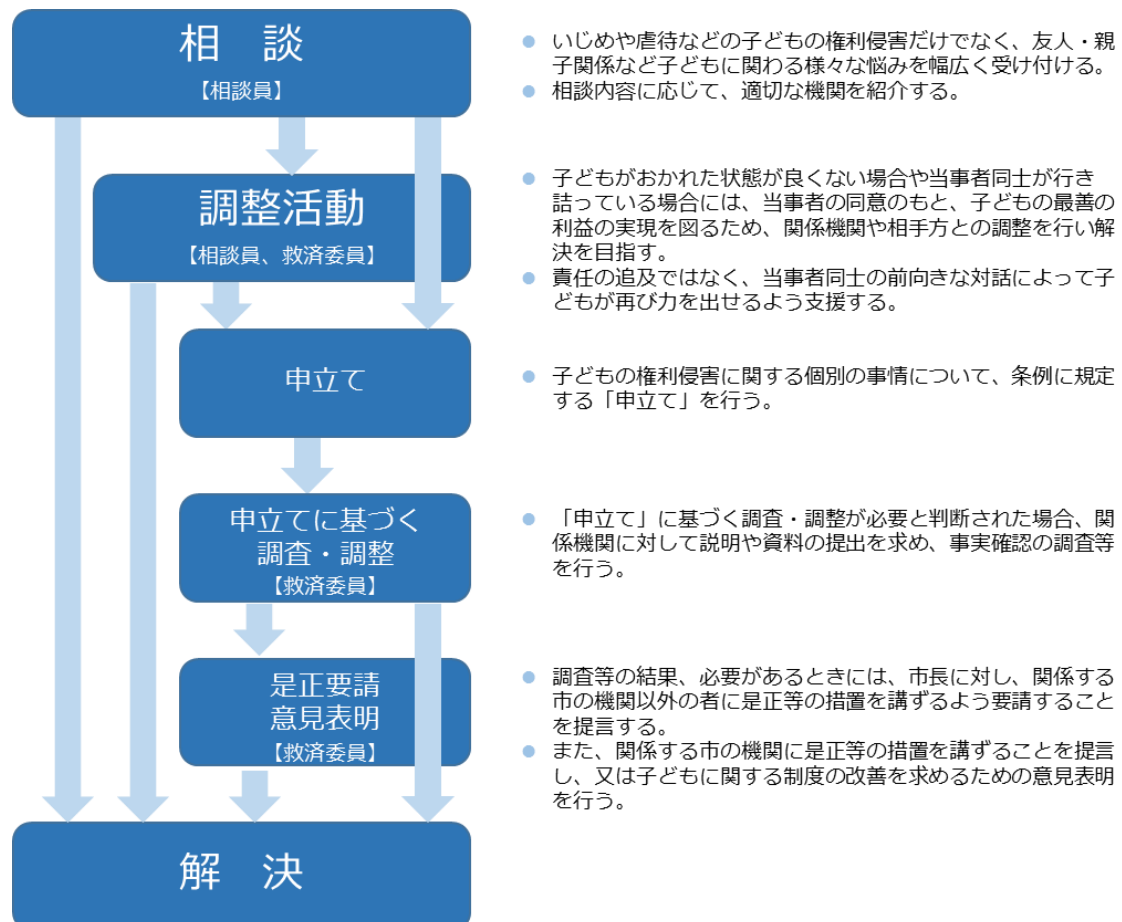
## (4) 相談方法

- 「子どもなんでも相談」への来所、電話、メール等で受け付けています。
- 申立てをする場合は、原則、書面で行います。

## (5) 相談のイメージ



## 4 相談・救済の流れ



## 1 相談の状況

### (1) 相談件数及び対応回数

#### ① 相談件数

- 4 件（新規 4 件、継続 0 件）

※相談者の実人数と同数となります。「新規」は当年度に受け付けた相談、「継続」は前年度から継続している相談です。

#### ② 対応回数

- 9 回

※相談対応や、相談者や関係機関等に対して行った活動の延べ回数です。

### (2) 相談件数及び対応回数の推移

| 内容      | 令和4年度 |    | 令和5年度 |    | 計  |    |           |
|---------|-------|----|-------|----|----|----|-----------|
|         | 新規    | 継続 | 新規    | 継続 | 新規 | 継続 |           |
| 相談件数(件) | 7     | 0  | 4     | 0  | 11 | 0  | <b>11</b> |
| 対応回数(回) | 9     | 0  | 9     | 0  | 18 | 0  | <b>18</b> |

(3) 相談内容別の相談件数及び相談対象者の内訳

(件)

| 相談内容     | 相談件数 |    |   | 相談対象者の内訳(新規) |     |     |     |       |    |    |    | 計 |
|----------|------|----|---|--------------|-----|-----|-----|-------|----|----|----|---|
|          | 新規   | 継続 | 計 | 未就学          | 小学生 | 中学生 | 高校生 | その他学生 | 有職 | 無職 | 不明 |   |
| 交友関係     | 1    | 0  | 1 | 0            | 1   | 0   | 0   | 0     | 0  | 0  | 0  | 1 |
| 家族・家庭    | 1    | 0  | 1 | 0            | 0   | 0   | 1   | 0     | 0  | 0  | 0  | 1 |
| 学校の対応    | 1    | 0  | 1 | 0            | 1   | 0   | 0   | 0     | 0  | 0  | 0  | 1 |
| 地域の対応    | 0    | 0  | 0 | 0            | 0   | 0   | 0   | 0     | 0  | 0  | 0  | 0 |
| その他機関の対応 | 0    | 0  | 0 | 0            | 0   | 0   | 0   | 0     | 0  | 0  | 0  | 0 |
| 心身・性の悩み  | 1    | 0  | 1 | 0            | 0   | 0   | 1   | 0     | 0  | 0  | 0  | 1 |
| 性格・行動    | 0    | 0  | 0 | 0            | 0   | 0   | 0   | 0     | 0  | 0  | 0  | 0 |
| 学習・進路    | 0    | 0  | 0 | 0            | 0   | 0   | 0   | 0     | 0  | 0  | 0  | 0 |
| その他      | 0    | 0  | 0 | 0            | 0   | 0   | 0   | 0     | 0  | 0  | 0  | 0 |
| 計        | 4    | 0  | 4 | 0            | 2   | 0   | 2   | 0     | 0  | 0  | 0  | 4 |

※相談内容は、初回相談時の分類です。

(4) 相談方法別の相談者の内訳

(件)

| 相談者の内訳(新規) |     |       |    |     |   |    |   |     |      |     |   |    |
|------------|-----|-------|----|-----|---|----|---|-----|------|-----|---|----|
| 相談方法       | 子ども |       |    |     |   | 大人 |   |     |      |     |   | 総計 |
|            | 本人  | きょうだい | 友人 | その他 | 計 | 父  | 母 | 祖父母 | 関係機関 | その他 | 計 |    |
|            |     |       |    |     |   |    |   |     |      |     |   |    |
| 電話         | 2   | 0     | 0  | 0   | 2 | 0  | 1 | 0   | 0    | 0   | 1 | 3  |
| 来所         | 0   | 0     | 0  | 0   | 0 | 0  | 0 | 0   | 0    | 1   | 1 | 1  |
| メール        | 0   | 0     | 0  | 0   | 0 | 0  | 0 | 0   | 0    | 0   | 0 | 0  |
| 手紙         | 0   | 0     | 0  | 0   | 0 | 0  | 0 | 0   | 0    | 0   | 0 | 0  |
| FAX        | 0   | 0     | 0  | 0   | 0 | 0  | 0 | 0   | 0    | 0   | 0 | 0  |
| その他        | 0   | 0     | 0  | 0   | 0 | 0  | 0 | 0   | 0    | 0   | 0 | 0  |
| 計          | 2   | 0     | 0  | 0   | 2 | 0  | 1 | 0   | 0    | 1   | 2 | 4  |

※相談方法は、初回相談時の分類です。

## (5) 相談事例

※プライバシーに配慮し、内容は加工して掲載しています。

| 事例<br>NO. | ①相談者<br>②相談対象者<br>③相談方法 | 概要 |                                                                                                                                                                               |
|-----------|-------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1         | 性の悩みと修学旅行について           |    |                                                                                                                                                                               |
|           | ①本人<br>②高校生<br>③電話      | 相談 | 身体の性別は男性だが、女性として扱われると嬉しい。もうすぐ修学旅行があるが、参加することに不安を感じている。                                                                                                                        |
|           |                         | 経過 | 保護者には心配をかけたくないので相談していない。学校は男性職員が多く相談しにくい。話ができる大人が周りにいないため、子どもなんでも相談に電話をしたとのこと。気持ちに寄り添って傾聴した。修学旅行のことは、希望により関係機関に情報共有して解決方法を検討することができるので、何かあればいつでも相談してほしいと伝えた。                  |
| 2         | 同級生とその保護者との関係について       |    |                                                                                                                                                                               |
|           | ①母<br>②小学生<br>③電話       | 相談 | 知り合いの保護者が、学校行事の際に子どもを呼びつけた。子どもはその保護者のことを怖がっている。最近は子ども同士一緒に行動していない。                                                                                                            |
|           |                         | 経過 | 保護者の話を傾聴し、了承を得た上で子ども本人と面談をして話を聞いた。子どもの立場に立って寄り添いながら、どのような思いでいるか、相手にどうしてほしいかなどを聞いた。怖い思いをした出来事を思い出したくない、という子どもの気持ちに対応するため、学校に赴いて学校での様子や対応状況を聞き取り、連携して見守ることとし、確認結果を子どもと保護者に伝達した。 |

## 2 活動の状況

### (1) 申立て・自己発意の状況

#### ① 申立て

- 令和5年度の救済申立てはありませんでした。

#### ② 自己発意

- 令和5年度の自己発意案件はありませんでした。

### (2) 申立て及び自己発意の件数の推移

(件)

| 内容   | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
|------|-------|-------|---|
| 申立て  | 0     | 0     | 0 |
| 自己発意 | 0     | 0     | 0 |

### (3) 救済委員会議の開催

※相談案件の調査調整活動を含んでいます。

|   | 開催日          | 会議内容                                                   |
|---|--------------|--------------------------------------------------------|
| 1 | 令和5年7月19日(水) | (1) 令和4年度の活動の振り返り<br>(2) 令和5年度の活動について<br>(3) 活動報告書について |
| 2 | 令和5年8月2日(水)  | 相談案件への対応について                                           |
| 3 | 令和5年8月29日(火) | 相談案件への対応について                                           |
| 4 | 令和5年9月12日(火) | (1) 活動報告書について<br>(2) 相談状況について<br>(3) 令和5年度の活動について      |
| 5 | 令和5年9月21日(木) | 相談案件への対応について                                           |
| 6 | 令和6年3月6日(水)  | (1) 令和5年度の活動の振り返り<br>(2) 令和6年度の活動について                  |

## 1 子どもへの広報

## (1) リーフレット

## &lt;子どもの権利リーフレット&gt;

4年生以上の小学生と中学生に配付しました。

**子どもの権利4原則**

子どもがしあわせに暮らすために、あたりまえに守られるのが「子どもの権利」です。富士市では、「子どもの権利」を大きく4つにわけました。

- 1 生命・生存・発達の権利**  
子どもは、かけがえのないひとりの人間として、それぞれの性格や特徴などが大切にされ、それぞれの個性や能力が最大限に引き出され、のびのびと成長することができます。
- 2 意見表明権**  
子どもは、自分の意見を自由に伝えることができます。
- 3 子どもの最善の利益**  
子どもは、子どもにとって今いちばん大切なことはなにか、いつも大人に考えてもらえます。
- 4 差別の禁止**  
子どもは、性別、障害、出身地など、どのような理由によっても差別されることはありません。

**「子どもなんでも相談」**

子どものどんな困りごと、悩みごとでも相談できる市の窓口です。相談は無料です。相談の秘密は守ります。

こども未来部 こども家庭課 児童家庭担当  
(富士市役所4階)  
ところ：〒417-8601 富士市永田町1-100  
でんわ：0545-55-2764  
メール：kodomokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp

**「子どもの権利条例に関する窓口」**

子どもの権利条例の内容や救済制度などに関する市の窓口です。

こども未来部 こども未来課 (富士市役所4階)  
ところ：〒417-8601 富士市永田町1-100  
でんわ：0545-55-2731  
メール：kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp

子どもの権利条例について詳しくはこちら

**子どもの権利条例**

ひとりではなやまないで！



富士市

HAQUKUMU FUJI

富士市では、子どもにやさしいまちづくりをめざして、「子どもの権利条例」という市のきまりをつくりました。これは、世界中で共通の「条約」をもとにした、子どもの権利をまもるための約束です。子どもはみんな同じように権利があります。

**こんなことで悩んでいませんか？**

- ・朝になると体調がわるくなる
- ・友達に仲間はずれにされる、無視されている
- ・親やまわりの人に、傷つくことをされた
- ・学校に行くのがつらい
- ・だれにも話をわかってもらえない

など...

話だけでも聞いてほしい...

だれにも言えない、どうしていいかわからない

どんなことでも大丈夫です！

悩みや困っていることがあれば、なんでも相談できます！

**相談すると、どうなるの？**

「子どもなんでも相談」窓口、または、学校のGIGAタブレット端末にある「ほっとデジタル相談・ふじ」に、まずは、困っていることなどを気軽に伝えてください！

相談員が、その内容を確認して、どうしたらいいか、何ができるか、あなたと一緒に考えます。

安心しました

こんなふうにしてみよう

**「ほっとデジタル相談・ふじ」の相談方法**

GIGAタブレット端末のL-Gateから下のマークを選んで、画面を進んでください。

ほっとデジタル相談・ふじ

もし、いじめなどがあれば...

あなたの希望を聞いたうえで、相談員がまわりの人から話を聞いたり、あなたの気持ちや意見をまわりの人に伝えたりと、悩みなどが解決できるように寄りそいます。

## <中高生向け子どもの権利リーフレット>

静岡福祉大学の有志の学生と協働により、令和5年度に作成しました。  
中学生及び高校生等に、令和6年度に配付します。

**なやんだり、つらいときには相談してください**

■ **子どもなんでも相談**

子どものどんな困りごとや悩みごとでも相談できる市の窓口です。どなたでも無料で相談ができ、なやみが解決できるよう相談員が寄りそいます。

富士市役所 4階 こども家庭課 児童家庭担当  
☎: 0545-55-2764  
✉: kodomokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp

**富士市子どもの権利救済委員会について**

いじめや体罰、虐待など、あらゆる子どもの権利の侵害に対して素早く適切に対応し、権利の回復を支援するための委員会です。まずは「子どもなんでも相談」にご相談ください。



**中高生向け**

### 富士市子どもの権利条例

“自分らしさ” “自分の思い”  
みんなのことを応援します！



子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。そして、富士山のように高く、広く羽ばたく可能性に満ちた未来への希望です。子どもは、生まれたときから、一人ひとりが幸せに生きていく権利を持っています。

富士市に生きる私たちは、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、力を合わせて、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切にする子どもにやさしいまちをつくることを宣言し、この条例を制定します。

～条例前文より～

■ **ほっとデジタル相談・ふじ（小中学生向け）**

GIGAタブレットのL- Gateから「ほっとデジタル相談・ふじ」を選び、画面を進んでください。

ほっとデジタル相談・ふじ



■ **子どもの権利条例に関する窓口・お問い合わせ**

子どもの権利条例の内容や救済制度に関する市の窓口です。

富士市役所 5階 こども未来課  
☎: 0545-55-2731  
✉: kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp  
〒417-8601 静岡県富士市永田町1-100



**11月20日は富士市子どもの権利の日**

令和6年3月 こども未来課 発行

**富士市**



### 富士市子どもの権利条例って・・・？

富士市では、子どもにやさしいまちづくりを目指して、「子どもの権利条例」をつくりました。条例とは、富士市が独自に作ることができる決まりのことです。

条例では、子どもは18歳未満（高校生まで）としています。

#### 子どもの権利の4原則

**1 生命・生存・発達に対する権利**

あなたはかけがえのない存在として、個性が尊重され、安心して成長することが出来ます。

**2 子どもの意見の尊重**

あなたは自分の思いや考えを自由に伝えることができ、年れいや成長段階に応じて尊重されます。

**3 子どもの最善の利益**

あらゆる活動において、あなたにとって何が一番良いのかを考えてもらえます。

**4 差別の禁止**

あなたは、人種や性別、障害、家庭事情などを理由としたあらゆる差別を受けることはありません。

#### 他者の権利の尊重

自分に権利があるからといって、決して自分の思うままに、何でもできるということではありません。自分だけではなく、他者(相手)にも同じように権利があります。自分の権利と他者の権利をお互いに尊重し合うことは、とても大切なことです。

**ポイント**

- 「権利」を主張するときは、相手の話をよく聞き、考えや意見をしっかりと相手に伝えることが大切です。
- 一方的な主張だけでは「わがまま」になってしまいます。
- 「権利」を主張するということは、自分の意見をおし通すことではなく、お互いに権利を尊重し合うことです。

### 子どもの権利の保障

条例では、あらゆる場面において子どもの権利が守られることが保障されています。

①家庭における権利の保障  
・・・ 家族、保護者 など

②育ち学ぶ施設における権利の保障  
・・・ 学校、児童福祉施設 など

③地域における権利の保障  
・・・ 町内会、地域団体 など

④市による権利の保障  
・・・ 富士市役所

**富士市**



自分の権利が侵害されていると感じたときは・・・

クラスで毎日仲間外れにされるから学校に行きたくない・・・

家で暴力をふるわれたりひどいことを言われたりしてつらいよ・・・

**ご相談ください**

- 子どもなんでも相談
- ほっとデジタル相談・ふじ
- 富士市子どもの権利救済委員会

周りの大人に相談できないときには相談してください。

△ 相談の秘密は守ります。

くわしくは裏面をみてください。

**こんな取り組みを行います！**

大人が子どもの権利を正しく理解し、子どもの権利を守っていくために、以下の取り組みを行っていきます。

- 虐待、体罰、いじめの防止
- 貧困の防止、ヤングケアラーへの支援
- 安心して過ごすことができる居場所づくり
- 子どもの権利の普及
- 子どもの権利侵害の回復支援など



11

### (3) 子どもの権利クイズ

「富士市子どもの権利の日（11月20日）」のキャンペーンの一環として、市内4館の児童館等において「子どもの権利クイズ」を実施しました。

クイズにご参加で、プレゼントをゲットしよう！  
(プレゼントは、ひとり1つまで)

こ 子どもの権利クイズ ぜんもん 全9問

せいがいだとおもったら「○」、まちがっているとおもったら「×」をかくね

1もんめ 富士市には、子どもの権利条約がある？

2もんめ 子どもの権利条約では、「子ども」とは10歳くらいまでをいう？

3もんめ 子どもは、じぶんの考えや意見を大人にきいてもらうことができる？

4もんめ 子どもの権利は、じぶんだけでなく、みんな同じようにある？

5もんめ 子どもは、男の子だから、女の子だからと、いわれてもよい？

6もんめ 学校の先生などの大人は、子どもをいじめからまもるやくわりがある？

7もんめ 子どもは、大人からなぐられたり、きづつくことをいわれたりしても、がまんしなければならない？

8もんめ 子どもがなやんだときに、なんでも相談できるところが市役所にある？

9もんめ 11月20日は、「富士市子どもの権利の日」である？

令和5年版



### (4) ふじ Bousai2023 での周知啓発活動

「富士市子どもの権利の日（11月20日）」のキャンペーンの一環として、ふじ B o u s a i 2023 において周知啓発活動を実施しました。

開催日：令和5年11月18日（土）

会 場：ふじさんめっせ

内 容：子どもの権利クイズ、ワークショップ「ほっとするときはどんなとき？」

参加者：約80人



## (5) 小学校の総合学習での周知啓発活動

富士見台小学校、神戸小学校、吉永第二小学校の3校合同による6年生の総合学習「子どもサミット」を見学し、参加した約100人の児童に、救済委員が子どもの権利の救済制度について周知啓発を行いました。

開催日：令和5年11月24日（金）

会 場：富士見台小学校 多目的室



## 2 大人への広報

### (1) 出前講座の開催

子どもの権利の基本認識を深めるための大人向けの出前講座を開催しました。

令和5年度の開催数12回、延べ参加者370人超



|   | 開催日          | 会議内容                            |
|---|--------------|---------------------------------|
| 1 | 令和5年5月2日(火)  | 対象者:校長会調査研究部会<br>場 所:市立田子浦中学校   |
| 2 | 令和5年6月5日(月)  | 対象者:市立吉原北中学校教職員<br>場 所:市立吉原北中学校 |
| 3 | 令和5年7月24日(月) | 対象者:市立丘小学校教職員<br>場 所:市立丘小学校     |

|    | 開催日            | 会議内容                                                |
|----|----------------|-----------------------------------------------------|
| 4  | 令和5年7月25日(火)   | 対象者:市立伝法小学校教職員<br>場 所:市立伝法小学校                       |
| 5  | 令和5年8月1日(火)    | 対象者:市立富士中学校教職員<br>場 所:市立富士中学校                       |
| 6  | 令和5年8月3日(木)    | 対象者:市立富士川第二小中一貫校(松野学園)教職員<br>場 所:市立富士川第二小中一貫校(松野学園) |
| 7  | 令和5年10月17日(火)  | 対象者:教頭会<br>場 所:富士教育会館                               |
| 8  | 令和5年10月19日(木)  | 対象者:民生委員児童委員協議会 主任児童委員<br>場 所:富士市教育プラザ              |
| 9  | 令和5年11月1日(水)   | 対象者:市立田子浦中学校教職員<br>場 所:市立田子浦中学校                     |
| 10 | 令和5年12月5日(火)   | 対象者:中学校生徒指導研究会<br>場 所:富士教育会館                        |
| 11 | 令和6年1月 17 日(水) | 対象者:放課後児童支援員<br>場 所:富士市教育プラザ                        |
| 12 | 令和6年2月 11 日(日) | 対象者:子ども世話人連絡協議会 理事、評議員<br>場 所:富士市教育プラザ              |



### 3 その他

#### (1) 広報誌による周知・啓発

広報ふじ：令和5年11月号

#### (2) 横断幕による周知・啓発



### 4 広報・啓発品

#### (1) 横断幕



#### (2) リーフレット



## 1 富士市子どもの権利条例

### ○富士市子どもの権利条例

令和4年4月1日  
条例第17号

#### 目次

##### 前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 子どもにとって大切な権利（第3条・第4条）
- 第3章 子どもの権利の保障（第5条―第8条）
- 第4章 虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止（第9条―第11条）
- 第5章 子どもの居場所づくり（第12条）
- 第6章 子どもの権利の普及（第13条―第15条）
- 第7章 子どもの意見表明及び参加（第16条・第17条）
- 第8章 子どもの権利の侵害からの救済（第18条―第24条）
- 第9章 施策の推進（第25条）
- 第10章 雑則（第26条）

##### 附則

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。そして、富士山のように高く、広く羽ばたく可能性に満ちた未来への希望です。

子どもは、生まれたときから、一人ひとりが幸せに生きていく権利を持っています。人種、性別又は障害の有無などによって差別されることなく、学校に行けない、又は行かないことによって取り残されることなく、貧困、病気その他のどのような困難な状況にあっても、命が守られ、幸せに育ち、生きることが保障されます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として尊重され、あらゆる差別、虐待や体罰、いじめから守られ、大人の愛情と理解のもと、失敗や成功を繰り返し、明日に向かって健やかに育つことができます。子どもは、自分の考えや感じたことを自由に表すことができ、また、様々な活動の場に参加することができます。

子どもは、自分の意見が尊重され、周りの人からの愛情や信頼を実感することによって、自信を持ち、自分自身を大切にする気持ちが育まれます。そして、様々な経験を通して、自分と同じように他の人を思いやることや、社会の一員としての役割を自然と身に付けていきます。

大人は、子どもの力を信じるだけでなく、子どもと誠実に向き合い、言葉や表情から、子どもの思い、考え、意見を十分に受け止めます。

大人は、常に子どものこうした心情や意見を尊重し、成長や発達に応じて子どもにとって今最も良いことは何かを考えながら子どもの育ちを支えます。

子どもと大人は、共に社会をつくり、幸せを分かち合うパートナーです。それぞれの役割のもと、協力し合いながら成長することが必要です。

富士市に生きる私たちは、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、力を合わせて、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切にする子どもにやさしいまちをつくることを宣言し、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満の者で、市内に居住し、通学し、通所するものその他市内で活動

するものをいい、これらの者と同等にこの条例が適用されることが適当であると市長が認める者を含みます。

- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、子どもを現に監護するものをいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 次に掲げる施設をいいます。
  - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校又は各種学校
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、子どもが育ち、及び学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設
- (4) 市民等 次に掲げるものをいいます。
  - ア 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
  - イ 市内に事務所を有する法人その他の団体
- (5) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員をいいます。

## 第2章 子どもにとって大切な権利

（子どもにとって大切な権利）

第3条 子どもが健やかに成長し、及び発達していくために、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、次に掲げる権利が特に大切なものとして保障されなければなりません。

- (1) 子どもがかけがえのない存在として、その命が大切にされ、年齢及び発達にふさわしい環境の下、一人ひとりの個性が尊重され、安心して成長し、及び発達することができること。
- (2) 子どもが自分の思い、考え又は意見（以下「意見等」といいます。）を自由に表明することができ、それらが子どもの年齢、成長及び発達に応じて受け止められ、尊重されること。
- (3) 子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益が第一に考慮されること。
- (4) 子どもが人種、性別、障害その他の子ども又はその家庭の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないこと。

（他者の権利の尊重）

第4条 子どもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重するものとします。

## 第3章 子どもの権利の保障

（家庭における権利の保障）

第5条 保護者は、子どもの成長及び発達について第一に責任があることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、その権利を保障しなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。
- 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にしよう努めるものとします。
- 4 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護するとともに、子どもがそれを自ら避けることができるよう、必要な情報を伝えるよう努めるものとします。
- 5 保護者は、子どもの養育に当たり、市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

（育ち学ぶ施設における権利の保障）

第6条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長及び発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

- 2 施設関係者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。
- 3 施設関係者は、育ち学ぶ施設に属し、又は育ち学ぶ施設にいる子どもの教育及び養育に当たり、市その他関係機関に支援を求めることができます。

（地域における権利の保障）

第7条 市民等は、地域が子どもにとって様々な経験を通して豊かに成長し、及び発達するために大切な場であることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

- 2 市民等は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全で安心な地域の環境をつくり、その環境を守るよう努めるものとします。
- 3 市民等は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

4 市民等は、子どもの権利の保障に関する活動を行うことをいつでも市に提案することができます。

5 市民等は、子どもに関わることについて市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

(市による権利の保障)

第8条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者及び市民等と協働して、子どもに関わる施策を推進しなければなりません。

2 市は、保護者、施設関係者及び市民等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

#### 第4章 虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止

(虐待及び体罰の防止等)

第9条 保護者、施設関係者及び市民等は、虐待及び体罰だけでなく、子どもの品位を傷つけるような言動を行ってはけません。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対する虐待及び体罰の防止並びにそれらの早期発見に努めなければなりません。

3 市及び施設関係者は、関係機関等と連携して、虐待及び体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

4 市は、虐待を防止するため、保護者がその子どもの養育が困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めなければなりません。

(いじめの防止等)

第10条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対するいじめの防止及び早期発見に努めなければなりません。

2 市及び施設関係者は、関係機関等と連携して、いじめを受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

(子どもの貧困の防止)

第11条 市は、保護者、施設関係者及び市民等と連携して、子どもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、子どもの貧困問題に取り組むよう努めなければなりません。

#### 第5章 子どもの居場所づくり

第12条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもがありのままの自分であることができ、安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもの居場所づくりに当たり、子どもが参加し、又は子どもの意見等を聴く機会を設けるとともに、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

#### 第6章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第13条 市は、子どもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その普及に努めるものとします。

(富士市子どもの権利の日)

第14条 市は、富士市子どもの権利の日を設け、その周知を図るとともに、必要な取組を行うものとします。

2 前項の富士市子どもの権利の日は、11月20日とします。

(子どもの権利の学習等への支援)

第15条 市は、子どもが子どもの権利を学ぶ機会を保障し、互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 市は、保護者、施設関係者及び市民等が子どもの権利について学び、共通の認識を持てるよう、必要な支援に努めるものとします。

#### 第7章 子どもの意見表明及び参加

(子どもの意見表明及び参加)

第16条 市、施設関係者及び市民等は、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが意見等を表明し、又は参加する機会を設けるとともに、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが主体的に活動できるよう支援に努めるものとします。

(子どもの視点に立った情報発信)

第17条 市は、市政への子どもの意見表明及び参加の促進を図るため、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見等を表明することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めるものとします。

## 第8章 子どもの権利の侵害からの救済

### (富士市子どもの権利救済委員の設置)

第18条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その権利の回復を支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として富士市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

2 救済委員の定数は、3人以内とします。

3 救済委員は、次条に規定する救済委員の職務の遂行について利害関係がなく、子どもの権利に理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから、市長が委嘱します。

4 救済委員は、任期を3年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 救済委員は、再任されることができます。

6 市は、子どもの権利に関する相談窓口を設置するとともに、相談、調査、調整その他の活動に関する相談員を置きます。

### (救済委員の職務)

第19条 救済委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行うこと。

(3) 前号に規定する調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関以外の者には是正等の措置を講ずるよう要請すること（以下「是正要請」といいます。）を提言すること。

(4) 第2号に規定する調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関に是正等の措置を講ずることを提言し、又は関係する市の機関における子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明を行うこと。

### (救済の申立て)

第20条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、市長に対し、救済の申立てを行うことができます。

(1) 市内に居住する子どもに関するもの

(2) その他の子どもに関するもの（救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限ります。）

### (救済委員の役割等)

第21条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、子どもの意見等を聴き、子どもの最善の利益を図るよう努めるものとします。

2 救済委員は、子どもの最善の利益を図るために、関係機関等と相互に協力し、及び連携するよう努めるものとします。

### (救済委員に対する協力)

第22条 市及び施設関係者は、救済委員の独立性を尊重し、その活動に協力しなければなりません。

2 保護者及び市民等は、救済委員の活動に協力するよう努めるものとします。

### (是正要請等の尊重)

第23条 市長は、救済委員から第19条第3号の規定による提言があった場合は、関係する市の機関以外の者に対する是正要請をするものとします。

2 前項に規定する是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

3 市長は、第1項に規定する是正要請を受けた者に対し、その是正のために講じた措置について、報告を求めるものとします。この場合において、市長は、その内容について救済委員に報告するものとします。

4 市長は、救済委員から第19条第4号に規定する提言又は意見表明があった場合は、これらを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

5 市長は、前項の措置について、救済委員に報告するものとします。

### (活動状況の報告)

第24条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市長は、それらを公表するものとします。

## 第9章 施策の推進

### (推進計画)

第25条 市は、子どもに関する施策を進めるに当たり、推進計画を定めるものとします。

2 市は、子ども、市民等及び富士市子ども・子育て会議条例（平成27年富士市条例第15号）に規定する富士市子ども・子育て会議の意見を聴いて、前項の推進計画を策定し、必要に応じて、その内容を見直すものとします。

3 市長は、第1項の推進計画の実施状況について検証するため、富士市子ども・子育て会議に諮るものとします。

#### 第10章 雑則

（委任）

第26条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

## 2 富士市子どもの権利条例施行規則

### ○富士市子どもの権利条例施行規則

令和4年4月1日  
規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士市子どもの権利条例(令和4年富士市条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(18歳未満の者と等しく子どもの権利を認めることが適当である者)

第3条 条例第2条第1号に規定する条例が適用されることが適当であると市長が認める者は、満18歳に達した日から同日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者で、育ち学ぶ施設に在籍しているもの。

(2) 市外に住所を有する者で、市内に存する育ち学ぶ施設に在籍しているもの。

(代表救済委員)

第4条 条例第18条に規定する救済委員のうち1人を代表救済委員とする。

2 代表救済委員は、救済委員の互選により定める。

3 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、あらかじめ代表救済委員が指名する救済委員がその職務を代理する。

(救済委員による協議)

第5条 代表救済委員は、次に掲げる事項を協議するため、救済委員を会議に招集することができる。

(1) 条例第19条第3号に規定する是正要請の提言又は同条第4号に規定する是正等の措置を講ずることの提言若しくは子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明に關すること。

(2) 第7条第6号に該当する事項に關すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、救済委員が協議の必要があると認める事項に關すること。

2 代表救済委員は、必要があると認めるときは、会議に關係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(救済の申立て)

第6条 条例第20条に規定する救済の申立ては、市長に救済申立書(第1号様式)を提出することにより行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、口頭により行うことができる。

2 前項ただし書の場合において、市長は、当該申立ての内容を口頭申立記録書(第2号様式)に記録するものとする。

(調査等)

第7条 救済委員は、救済の申立てがあつた場合は、当該申立てについて条例第19条第2号に規定する事実の調査又は調整(以下「調査等」という。)を行うものとする。ただし、当該申立てが次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 申立ての内容に虚偽がある場合

(2) 申立ての内容に具体的な権利の侵害が含まれない場合

(3) 申立ての内容が救済委員又は条例第18条第6項に規定する相談員の行為に係るものである場合

(4) 申立ての原因となつた事実のあつた日から3年を経過している場合

(5) 申立日において、権利を侵害された者が子どもでない場合

(6) その他調査等を行うことが必要でない又は適当でないと救済委員が認める場合

(調査等の同意)

第8条 市長は、救済委員が調査等を行う場合において、当該調査等が権利を侵害された子ども又は保護者からの申立てによるものでないときは、調査等を行うことについて、同意書(第3号様式)により、事前に当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、子どもが置かれている状況等を考慮し、救済委員が同意を得ずに調査等を行う必

要があると認めるときは、この限りでない。

(調査等の通知)

第9条 市長は、救済委員が調査等をするときは、救済の申立てをした者（以下「申立者」という。）及び前条本文の規定による同意をした子ども又はその保護者（以下「同意者」という。）に調査等実施通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 市長は、救済委員が関係する市の機関又は関係する市の機関以外の者に対して資料の提出及び説明その他の必要な協力を求めるときは、その旨を通知するものとする。ただし、関係する市の機関以外の者に対して実地調査をするときは、その同意を得なければならない。

3 救済委員は、第7条ただし書の規定により調査等をしない場合は、理由を付してその旨を市長に報告するものとし、市長は、申立者及び同意者に調査等対象外通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(調査等の中止)

第10条 救済委員は、調査等の開始後に、第7条各号のいずれかに該当することとなったときは、調査等を中止することができる。

2 前項の場合において、救済委員は、理由を付してその旨を市長に報告するものとし、市長は、申立者、同意者及び関係する市の機関又は関係する市の機関以外の者に調査等中止通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(是正要請等の提言)

第11条 市長は、条例第19条第3号に規定する是正要請の提言を受けた場合には、関係する市の機関以外の者には是正要請通知書（第7号様式）により通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、その旨を申立者及び同意者に報告するものとする。

3 市長は、条例第19条第4号に規定する是正等を講ずることの提言又は子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明を受けた場合には、関係する市の機関に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その旨を申立者及び同意者に報告するものとする。

(調査等結果の通知)

第12条 救済委員は、調査等が終了したときは、その旨を市長に報告するものとし、市長は、申立者、同意者及び関係する市の機関又は関係する市の機関以外の者に調査等結果通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(身分証明書)

第13条 救済委員は、その職務の実施に当たっては、身分証明書（第9号様式）を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第15条 救済委員の庶務は、こども未来部こども未来課において処理する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

救 済 申 立 書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所  
氏 名  
電 話 番 号  
申立者

富士市子どもの権利条例第20条の規定に基づき、次のとおり子どもの権利の侵害に係る救済を申し立てます。

|                              |       |                      |         |  |
|------------------------------|-------|----------------------|---------|--|
| 権利の侵害を受けたと思われる子ども            | 氏 名   |                      |         |  |
|                              | 住 所   |                      |         |  |
|                              | 年 齢   |                      | 申立者との関係 |  |
| 申立ての原因となった事実の概要及びその事実のあった年月日 |       |                      |         |  |
| 他の機関への相談等の有無                 | 無 ・ 有 | (有の場合、相談機関の名称及び相談状況) |         |  |
| 備 考                          |       |                      |         |  |

第2号様式（第6条関係）

口 頭 申 立 記 録 書

年 月 日

富士市子どもの権利条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、次のとおり子どもの権利の侵害に係る救済の申立てを口頭で受け付けました。

|                            |       |                      |         |  |
|----------------------------|-------|----------------------|---------|--|
| 申立てを受けた日                   | 年 月 日 |                      |         |  |
| 申立てを受け付けた者                 |       |                      |         |  |
| 申 立 者                      | 氏 名   |                      |         |  |
|                            | 住 所   |                      |         |  |
|                            | 電話番号  |                      |         |  |
| 権利の侵害を受けたと思われる子ども          | 氏 名   |                      |         |  |
|                            | 住 所   |                      |         |  |
|                            | 年 齢   |                      | 申立者との関係 |  |
| 申立ての原因となった事実の概要及びその事実のあった日 |       |                      |         |  |
| 他の機関への相談等の有 無              | 無 ・ 有 | (有の場合、相談機関の名称及び相談状況) |         |  |
| 備 考                        |       |                      |         |  |

第3号様式（第8条関係）

同意書

年 月 日

（宛先）富士市長

同意者 住所氏名  
（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）  
電話番号

私は、富士市子どもの権利条例施行規則第8条の規定に基づき、次の子どもの権利の侵害に係る事実の調査等を行うことについて同意します。

|                   |     |  |         |  |
|-------------------|-----|--|---------|--|
| 権利の侵害を受けたと思われる子ども | 氏 名 |  |         |  |
|                   | 住 所 |  |         |  |
|                   | 年 齢 |  | 同意者との関係 |  |

第4号様式（第9条関係）

調 査 等 実 施 通 知 書

第 年 月 号 日

様

富士市長



富士市子どもの権利条例施行規則第7条の規定に基づき、次のとおり子どもの権利の侵害に係る事実の調査等を実施しますので通知します。

記

- 1 子どもの権利の侵害についての概要
- 2 調査等を実施する理由
- 3 調査等の内容
- 4 備考

第5号様式（第9条関係）

調 査 等 対 象 外 通 知 書

第 年 月 日 号

様

富士市長



年 月 日付けの子どもの権利の侵害に係る救済の申立てについて、富士市子どもの権利条例施行規則第7条ただし書の規定に基づき、事実の調査等を実施しないこととしますので通知します。

記

事実の調査等を実施しない理由

第6号様式（第10条関係）

調 査 等 中 止 通 知 書

第 年 月 日

様

富士市長



年 月 日付けの子どもの権利の侵害に係る救済の申立てによる事実の調査等について、富士市子どもの権利条例施行規則第10条第1項の規定に基づき、調査等を中止することとしますので通知します。

記

中止の理由

第7号様式（第11条関係）

是 正 要 請 通 知 書

第 年 月 日 号

様

富士市長



年 月 日付けの子どもの権利の侵害に係る救済の申立てによる事実の調査等の結果、富士市子どもの権利条例第23条第1項の規定による是正要請をします。

記

是正要請の内容

第8号様式（第12条関係）

調 査 等 結 果 通 知 書

第 年 月 日

様

富士市長



年 月 日付けの子どもの権利の侵害に係る救済の申立てによる事実の調査等が終了しましたので、富士市子どもの権利条例施行規則第12条の規定に基づき、結果を通知します。

記

調査等の結果

第9号様式（第13条関係）

（表面）

|                                                                                                                                                           |             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div> | 第 号         |
| 身 分 証 明 書                                                                                                                                                 |             |
| 氏 名                                                                                                                                                       |             |
| 生年月日                      年    月    日                                                                                                                     |             |
| 上記の者は、富士市子どもの権利条例第18条第1項の規定に基づく富士市子どもの権利救済委員であることを証明する。                                                                                                   |             |
| 交 付                                                                                                                                                       | 年    月    日 |
| 有効期限                                                                                                                                                      | 年    月    日 |
| 富士市長                      印                                                                                                                               |             |

↑  
60ミリ  
メートル  
↓

← 90ミリメートル →

（裏面）

|                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 富士市子どもの権利条例（抄）                                                                                                                |
| （富士市子どもの権利救済委員の設置）                                                                                                            |
| 第18条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その権利の回復を支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として富士市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。 |
| 2から6まで （省略）                                                                                                                   |
| （救済委員の職務）                                                                                                                     |
| 第19条 救済委員の職務は、次のとおりとします。                                                                                                      |
| (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。                                                                                        |
| (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行うこと。                                                                            |
| (1) 及び(4) （省略）                                                                                                                |

### 3 富士市子どもの権利救済委員名簿

委員の任期：令和4年5月10日から令和7年5月9日

| 職名                | 氏名    | 役職等              |
|-------------------|-------|------------------|
| 富士市子どもの権利<br>救済委員 | 太田 吉則 | 静岡県弁護士会 弁護士      |
|                   | 畠垣 智恵 | 静岡大学 教授<br>臨床心理士 |

### ◆子どもなんでも相談

子どものどんな困りごと、悩みごとでも相談できる市の窓口です。

富士市 こども家庭センター 児童家庭担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 富士市役所4階

電話 0545-55-2764（直通）

メールアドレス kodomokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp

### ◆市ウェブサイトの子どもの権利に関するページ

子どもの権利の救済について  
（子どもなんでも相談）



子どもの権利救済委員



子どもの権利条例



---

## 令和5年度富士市子どもの権利救済委員活動報告書

令和6年8月

発行 富士市子どもの権利救済委員

編集 富士市子どもの権利救済委員

富士市こども未来部こども未来課

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

電話 0545-55-2731（直通）

---